

「女性活躍加速のための重点方針2017」に基づく平成30年度予算概算要求等について(総括表) 抜粋

参考資料2

通し番号	重点方針2017該当箇所	該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段								重点方針		担当府省庁					
					関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015(通し番号)(※1)		2016(通し番号)(※2)				
					28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)											
II. 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現																				
1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶																				
(1) 性犯罪への対策の推進																				
104	II	1	(1)	①	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施	刑法の一部を改正する法案の審議状況を踏まえた必要な措置の実施 性犯罪の罰則の在り方については、第3次男女共同参画基本計画において検討が求められていたほか、各方面からも様々な指摘があることなども踏まえ、法務省として、平成27年10月、法制審議会に対し、性犯罪に対処するための刑法の一部改正に関する諮問をした。同審議会においては、28年9月、要綱(骨子)が採択され、法務大臣に答申が行われた。 この答申を踏まえ、法務省において所要の検討を行い、強姦罪等の構成要件の見直しや非親告罪化などを内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出したところ、29年6月16日に成立し、同年7月13日に施行されたことを踏まえ、必要な措置を行う。	平成28年9月の法制審議会の答申を踏まえ、強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等を内容とする「刑法の一部を改正する法律案」を第193回通常国会に提出した。同法案は29年6月16日に成立し、同月23日に公布され、同年7月13日に施行されたことから、「必要な措置」として、29年度中に、その法改正の趣旨を関係機関等に周知することとする。	-	-	-	-	-	○	-	-	-	84	83	法務省	
105	II	1	(1)	②	性犯罪被害者等支援体制整備促進事業	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	8,986	5,970	66.4%	9,120	11,597	-	-	-	-	93	79	内閣府	
106	II	1	(1)	②	性犯罪・性暴力被害者支援交付金	行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(以下「センター」という。)の設置数については、「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)において、32年までに各都道府県に最低1箇所(成果目標が設定されたところ)の成果目標が設定されたところ。 全都道府県でのセンターの設置及びセンターの安定的運営が可能となるよう、地方公共団体の取組を更に促進することを目的とする。	センターの開設や運営の安定化等の地方公共団体による被害者支援の取組を促進する(1/2又は1/3を補助)。 【交付対象経費】 ・都道府県が負担したセンター運営の支援に係る事業 ・被害者支援体制の強化に係る事業 ・医療費等の公費負担事業	-	-	-	163,386	212,771	-	-	-	-	-	80	内閣府	
107	II	1	(1)	③	都道府県警察におけるカウンセリング費用の公費負担制度の全国展開に向けた充実	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、カウンセリング等心理療法の費用の負担軽減等が盛り込まれ、カウンセリング費用の公費負担制度の全国展開を図ることなどが掲げられた。	警察庁では、平成28年度から新規に予算措置(都道府県警察費補助金)し、都道府県警察に対し、犯罪被害者が自ら選んだ精神科医、臨床心理士等からカウンセリングを受けた場合にも公費負担ができるよう指導している。 平成30年度においても、引き続き同額の予算を要求し、全国的に公費負担が実施されるよう都道府県警察を指導する予定である。	-	-	-	28,156の内数	28,156の内数	-	-	-	-	89	82	警察庁	
108	II	1	(1)	③	犯罪被害者等のカウンセリング費用の公費負担制度の充実等	「第3次犯罪被害者等基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)において、性犯罪被害者支援の充実に関し、相談窓口の認知度向上や相談しやすい環境の整備等が掲げられた。 これを踏まえ、性犯罪被害者がより相談しやすくなるよう、各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤルを導入した。	性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、各都道府県警察の性犯罪被害者電話相談窓口につながる全国共通の短縮ダイヤル(#8103)を導入し、国民への周知を図る(平成29年8月3日から運用開始)。	-	-	-	3,328の内数	3,840の内数	-	-	-	-	89	-	警察庁	
109	II	1	(1)	③	女性警察官の配置、職員に対する研修の充実等	性犯罪の被害者が捜査の過程において受ける精神的負担を少しでも緩和するため、被害者の望む性別の警察官によって対応できるよう、警察本部の性犯罪捜査指導係や警察署の性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置を推進するとともに、性犯罪が発生した場合に捜査に当たる性犯罪指定捜査員等に女性警察官等を指定している(平成29年4月現在8,557名を指定)。これらの女性警察官等は、被害者からの事情聴取を始め、証拠採取や病院等への付添い等、性犯罪の被害者に関わる様々な業務に従事している。 また、警察庁において、平成19年度から、各都道府県警察における幹部の女性警察官を対象として、性犯罪の捜査指揮能力の向上を図るための専科教養を実施しているほか、都道府県警察においても、性犯罪指定捜査員等の女性警察官等を中心に、専門的実務能力の向上を図るための実務教養を実施している。 平成30年度も、これらの施策を推進する必要がある。	捜査における被害者の精神的負担を軽減するとともに、性犯罪被害の潜在化を防止する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	91	-	警察庁	
(2) 若年層を対象とした性的な暴力の根絶																				
110	II	1	(2)	①	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策関係会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びブリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,406	2,133	88.7%	2,304	2,304	-	-	-	-	-	-	-	内閣府

通し番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		担当府省庁				
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他		2015 (通し番号) (※1)	2016 (通し番号) (※2)		
									28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)									
111	II	1	(2)	①	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)に基づく対策の推進	平成29年4月、犯罪対策関係会議において「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)が策定されたことを受け、同計画に掲載された子供の性被害に係る諸対策を推進する必要がある。	「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)には、児童買春、児童ポルノ等の子供の性被害の撲滅に向けた国民意識の向上及び国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化等の6本の柱ごとに合計88の施策が定められている。 平成30年度においては、子供の性被害に関して相談しやすい環境の整備等に係る予算を要求し、子供の性被害防止のための取組を行うことを予定している。	8,177	3,371	41.2%	21,447	34,162	-	-	-	-	105	96、97、98、99、100	警察庁		
112	II	1	(2)	①	自画撮り被害児童の心理特性に関する調査等	コミュニティサイト等の利用に起因する児童買春・児童ポルノ等の犯罪に係る被害児童数は増加傾向にあり、平成28年中は過去最多を記録した。このような児童の性的搾取等に係る深刻な情勢を踏まえ、各種広報啓発を推進することにより被害を防止する必要がある。特に、児童ポルノ事犯に関して、だまされたり、脅されたりして、児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、被害の防止対策が急務になっていることから、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する必要がある。	児童ポルノ自画撮り被害児童の心理特性に関する調査、児童買春・児童ポルノ事犯防止のための広報啓発、「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の翻訳、コミュニティサイト及び出会い系サイトの利用に係る犯罪被害の防止等を実施する。 また、平成30年度において、コミュニティサイトや出会い系サイトの利用に起因する児童の犯罪被害を防止するための広報啓発に係るリーフレットを作成することなどを検討している。	3,086	2,884	93.5%	61,503	25,888	-	-	-	-	105、106	96、97、98、99、100	警察庁			
113	II	1	(2)	②	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	-	-	-	-	13,328	-	-	-	-	-	-	-	内閣府		
114	II	1	(2)	②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や、いわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により児童が性的な被害に遭う問題等が発生しており、若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあることを踏まえ、平成29年3月、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議(以下「対策会議」という。)が設置され、政府を挙げた取組を推進することとなり、29年から毎年4月を政府一体となった「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」(以下「集中月間」という。)と位置付け、取組を実施したところである。 また、平成29年5月に開催された対策会議において、集中月間の実施状況等を踏まえ、引き続き、政府一体となった対策を推進すべく「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」が取りまとめられたことから、集中月間における実施状況も踏まえ、こうした問題の根絶に向け、今後も引き続き対策を講ずることとする。	平成29年5月19日に対策会議において決定された今後の対策を踏まえて、都道府県警察に通達を发出し、取組み等の推進、教育・啓発の推進、相談体制の充実等について指示している。 (平成30年度予算概算要求) ・「JKビジネス」に係る中学校及び高校の生徒向けの啓発用DVDを製作する。	-	-	-	-	5,196	-	-	-	-	-	-	-	警察庁		
115	II	1	(2)	②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	消費生活に関する制度の企画・立案・推進 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な施策等のうち、消費生活に関する制度を企画・立案・推進することにより、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に資することを目的とする。 消費者の利益擁護を図るための消費者契約に関する包括的な民事ルールである消費者契約法の見直しを実施する。 また、不当な勧誘等による消費者トラブルの未然防止・拡大防止及び被害回復を図るため、内閣総理大臣が認定した消費者団体が消費者に代わって訴訟などをすることができる消費者団体訴訟制度の推進を実施する。	AV出演強要問題に関し、被害者が締結している契約が消費者契約に該当する場合は、消費者契約法において、例えば、退去を妨害して勧誘を続ける等第4条に該当する不当な勧誘が行われた場合は、消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示を取り消すことができることや、不当に高い違約金を定める等第8条から第10条に該当する不当な契約条項については無効であること等について、業界関係者に対して、周知を行う。また、これに関し、事業者により不当な勧誘等がなされている場合には、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が不当な勧誘等に対して実効的に差止請求ができるよう、環境整備を図る。 (平成30年度予算概算要求等) ・消費者団体訴訟制度の担い手を支援する補助金を新規に要求。 ・消費者団体訴訟制度の推進に関し、業務を行う担当の定員要求(新たに補佐1名、係長1名及び係員1名の増員)を行う。	39,094	33,291	85.2%	43,034	112,013の内数	-	-	○	-	-	-	-	-	-	消費者庁
116	II	1	(2)	②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	地方消費者行政推進事業	どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられる地域体制を全国的に整備するため、消費者行政の「現場」である地方公共団体が行う消費者の安全・安心確保に向けた取組を強力かつ安定的に支援してきたところ。 今後は、消費生活を取り巻く環境が年々変化していることに伴い、消費者問題は多種多様に複雑化していることを踏まえ、特に従来の体制では対応できない国として解決すべき消費者行政の課題に意欲的に取り組む地方公共団体の取組を支援する。	AV出演強要問題に関して円滑に消費生活相談を受けられるよう、対応できる相談体制の整備(職員・相談員研修等の充実)などに積極的に取り組む地方公共団体を支援する。 (平成30年度予算概算要求等) ・地方消費者行政強化交付金(仮称)を新規に要求。 ・交付金担当の定員要求(新たに係員2名の増員)を行う。	-	-	-	-	1,000,000の内数	-	-	○	-	-	-	消費者庁		
117	II	1	(2)	②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	青少年を取り巻く有害環境対策の推進	インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが課題となっている。このため、関係府省庁と連携し、インターネット等の適切な使用やネット依存を含む各種依存症予防について、保護者と青少年に直接働きかける啓発と教育活動を推進することにより、青少年の健全育成を図る。	日々進化し急速に普及していくインターネット環境に対応するため、地域において、インターネットの安全な利用方法や有害情報に関する知識等を教育・啓発するネットリテラシー指導員の養成講座や、インターネット上のトラブルに巻き込まれた子供たちのためのコミュニティサイト等による相談体制の構築等を実施する「ネット対策地域支援事業」を通じ、地域における先進的な有害環境対策を推進する。 (平成30年度予算概算要求) 積算上、全国2箇所での実施を想定。	66,685の内数	53,342の内数	-	49,510の内数	49,510の内数	-	-	-	-	-	-	-	文部科学省	
118	II	1	(2)	②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	防犯教育の推進(学校安全教室の推進)	性犯罪を含む児童生徒等の安全を脅かす事件が依然として発生していることから、学校における防犯教育を推進し、犯罪被害を防止していく。	学校における学校安全教室(防犯教室、防災教室及び交通安全教室)の講師となる教職員等に対する講習会の実施を支援することにより、教職員の指導力の向上を図り、効果的な防犯教育の推進する。 (30年度予算等) 講習会については、企画提案のあった都道府県・指定都市において、事業計画に基づき実施予定。	63,858の内数	25,330の内数	-	39,942の内数	38,033の内数	-	-	-	-	108	101	文部科学省		

通し番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		担当府省庁		
									関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他		2015 (通し番号) (※1)	2016 (通し番号) (※2)
									28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)							
119	II	1	(2)	②	情報モラル教育推進事業	携帯電話・スマートフォンやSNSが子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じているなかで、児童生徒に情報モラルを身に付けさせることが一層重要となっていることから、指導資料の改善・充実や児童生徒向け啓発資料の作成・配布等により、新学習指導要領の下での情報モラル教育の充実を図る。	・情報モラル教育の推進に係る指導資料の改善 ・児童生徒向け啓発資料の作成・配布 ・情報モラル教育の推進に係るセミナー・フォーラムの開催	21,926	16,008	73.0%	15,186	52,991の内数	-	-	-	-	-	-	文部科学省	
120	II	1	(2)	②	スクールカウンセラー等活用事業	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールカウンセラーの配置を拡充(平成29年度予算:26,000校)。 (平成30年度予算概算要求等) スクールカウンセラーについては、ニッポン一億総活躍プラン等において、平成31年度までに、原則として、全公立小中学校(27,500校)に配置することとされており、30年度予算概算要求では、この目標を1年前倒して配置拡充を行う。	4,526,870の内数	5,665,388の内数	-	4,558,778の内数	4,805,756の内数	-	-	-	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施。	-	-	文部科学省	
121	II	1	(2)	②	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」に基づく施策の推進	スクールソーシャルワーカー活用事業	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、養護教諭等と連携しながら児童生徒の心のケアを行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の適正な配置や、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等への犯罪等の被害に関する研修等による資質の向上を通じて、学校における教育相談体制を充実させる。	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等を含む児童生徒の相談等に的確に対応できるよう、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充(平成29年度予算:5,000人)。 (平成30年度予算概算要求等) スクールソーシャルワーカーについては、ニッポン一億総活躍プラン等において、平成31年度までに、原則として、全ての中学校区(約1万人)に配置することとされており、引き続きこの目標に向けて配置拡充を行う。	972,007の内数	5,665,388の内数	-	1,258,454の内数	1,842,266の内数	-	-	-	平成29年8月、地方公共団体の教育相談指導者を対象として、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題の被害者を始めとする犯罪被害者等に関する内容を含む教育相談の研修を実施。	-	-	文部科学省
122	II	1	(2)	②	業界関係者に対する法令等の周知	業界関係者に対する法令等の周知	いわゆるアダルトビデオ出演強要問題等については、政府を挙げて、その根拠に取り組みが必要であり、関係府省が連携して対策を実施するため、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する関係府省対策会議」を設置した(平成29年3月21日関係府省申合せ)。同会議において決定された「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」において、業界関係者に対する法令等の周知を実施することとしている。	アダルトビデオ出演強要問題について、出演者が労働者に該当する場合には、職業安定法、労働者派遣法、労働基準法等の対象となり、例えば、公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で労働者派遣をすることが罰則をもって禁じられていること(労働者派遣法第58条)等について、業界関係者に対して、周知を行うことを予定しており、周知する内容等について検討中。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	厚生労働省	
123	II	1	(2)	③	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方の検討	若年層における女性に対する暴力的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力的な予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力的な予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	-	-	-	-	17,228	-	-	-	-	-	内閣府	
(3) ストーカー事案への対策の推進																				
124	II	1	(3)	①	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	「ストーカー総合対策」に基づく取組の実施	警察では、ストーカー事案等の人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、組織による迅速・的確な対応を推進しているところであるが、平成28年中のストーカー事案の相談件数は22,737件と高水準で推移しており、依然として重大事件に発展するものが見られるなど、既存の施策のみでは被害者等の生命・身体の安全を確保することが困難となっている。 また、「ストーカー総合対策」の趣旨及び内容を踏まえたストーカー対策の総合的な取組の確実な実施を図っているところである。	(平成29年度) ストーカー事案を始めとする人身安全関連事案対策等の強化のため、地方警察官の増員を措置した。 (平成30年度) 以下の施策を実施し、人身安全関連事案への対策の推進を目指す。 ・ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関する国民の理解の増進を図るためのパンフレット・リーフレットの作成等 ・被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助 ・ストーカー事案の加害者に関する精神医学的・心理学的アプローチに係る経費の一部を都道府県に補助 ・サイバーストーカーキングに関する調査研究及び警察官向け研修資料の作成等	7,876	6,184	78.5%	110,244	174,694	-	-	○	地方財政計画	97、98、99、102、103	86	警察庁
125	II	1	(3)	②	ストーカー加害者更生に関する取組の実施	ストーカー加害者更生に関する取組の実施(124の再掲(一部))	最近のSNSの普及等によるコミュニケーション手段の変化や、対人関係の多様化により、ストーカー事案への対応はますます困難化しており、被害者自身においても、自らに対する加害者の行為について、その危険性等に係る判断や相談先等に迷う場面が増加しているものと考えられる。また、関係機関により相談窓口の整備は進められているものの、当該窓口においても、事案の危険性等を判断するためのツールがないため、被害者等からの相談に対し、何ら対応できない実態もあるものと考えられる。 ストーカー加害者に対しては、警察が行政手続、刑事手続等の措置を行うが、その後、加害者が真に被害者への執着等から離脱し、被害者への再度のつきまとい等を起こすことなく生活できるようにするためには、関係機関等との連携が不可欠である。しかし、特に加害者への対応に関しては、関係機関ができる措置や、個別事案に係る連携方策等が明らかでない。 こうした観点から、海外の文献や取組等を参考としつつ、相談段階における被害者への的確な支援の在り方、加害者の対応に係る連携のための問題点や改善策について調査し、提言を受けることを目的とする。	多機関連携によるストーカー対策のための取組に係る有識者検討会を設置し、海外の文献等も参考にしつつ、被害者や関係機関が事案の危険性等を評価するための評価シートを作成するとともに、これらの情報を関係機関で共有するための問題点や改善策について提言を受ける。	-	-	-	11,545	16,370	-	-	-	-	-	86	警察庁

通し番号	重点方針2017該当箇所				該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		担当府省庁					
								関係予算					法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他		2015 (通し番号) (※1)	2016 (通し番号) (※2)			
								28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)	30年度予算要求額(千円)										
126	II	1	(3)	③	ストーカー情報管理業務等の充実・強化	ストーカー情報管理業務等の充実・強化(124の再掲(一部))	ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の人身安全関連事案については、その危険性・切迫性を判断するため、警察署からの連絡を受けた本部において、ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル、相談情報管理ファイル等の検索を実施しているところであるが、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の相談等受理件数が高水準となる中で、それぞれのファイルにおいて保有している情報の横断検索、1回の照会による網羅的な検索等、検索機能を高度化することにより、この同種事案の過去の取扱いについて、効果的かつ効率的に把握する必要がある。	ストーカー情報管理ファイル、配偶者暴力情報管理ファイル及び相談情報管理ファイルに保有している情報の横断検索、1回の検索による網羅的な検索等、検索機能を高度化するプログラムを開発する。	-	-	-	12,061	15,495	-	-	-	-	-	86	警察庁		
(4) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等																						
127	II	1	(4)	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	女性に対する暴力被害者支援のための官公・官民連携促進事業	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046	19,653	75.5%	22,539	26,046	-	-	-	-	-	88、90-2	内閣府		
128	II	1	(4)	①	市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置促進等	DV被害者のための相談機関案内サービス	平成26年度に内閣府が実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、男女とも約6割が配偶者からの暴力について相談できる窓口を「知らない」と回答している。この状況を踏まえ、被害者が相談しやすい最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)に簡便かつ迅速につながる環境整備を目的とする。	全国共通のダイヤル(0570-0-55210)を設定し、相談者の発信地域等の情報から、最寄りの相談機関(配偶者暴力相談支援センター等)の電話に自動転送するサービスを実施する。 また、内閣府で全国共通ダイヤルの広報用携帯カードを作成し、地方公共団体に配布する(携帯カードを医療機関、公共施設、多くの人が立ち寄る場所、被害者の目に留まりやすい場所やトイレ等人目を気にすることなく手に取りやすい場所に置いてもらうよう地方公共団体に依頼)。	1,631	766	47.0%	1,631	1,631	-	-	-	-	-	123、154	89	内閣府	
129	II	1	(4)	②	婦人保護事業の在り方の検討	婦人保護事業	婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、保護・援助を必要とする状態にある女子について、相談・支援を行うとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ること等を目的としている。	平成29年度においては、社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方についての検討を行うため、調査研究において、婦人相談所等における支援の内容等を中心として実態把握を行うとともに、若年女性に対する民間団体による支援の実態についても把握する。 平成30年度においては、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当について、勤務実態に応じた手当額となるよう引上げについて予算要求している。また、若年被害女性等に対して、公的機関と民間の支援団体が密接に連携し、アウトリーチによる相談支援や居場所の確保等を行うモデル事業の実施について予算要求している。	14,409,189の内数	11,489,656の内数	-	17,697,487の内数	18,908,436の内数	-	-	-	-	-	-	90	厚生労働省	
130	II	1	(4)	③	関係機関相互の連携体制の整備・強化	女性に対する暴力被害者支援のための官公・官民連携促進事業(127の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046	19,653	75.5%	22,539	26,046	-	-	-	-	-	88、90-2	内閣府		
131	II	1	(4)	④	加害者更生に関する取組の具体化	被害者支援における危険度判定に基づく加害者対応に関する調査研究	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、被害者の安全を確保し、加害者に対して適切なアプローチを行うためには被害者及びその子どもが直面する暴力の危険性について、包括的にアセスメントすることが重要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、リスクアセスメント指標を用いた加害者対応の在り方について調査研究することで、配偶者からの暴力の多様な現状に即した加害者対応を含めた被害者支援を行う。	リスクアセスメントに基づく加害者対応方針(加害者プログラム実施団体との連携を含む。)について諸外国におけるヒアリング調査を通して研究するとともに、リスクアセスメント指標を作成し、配偶者暴力相談支援センター等を対象とする試行調査を実施する。調査結果については、検討会において分析し報告書にとりまとめる。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,721	-	内閣府
132	II	1	(4)	⑤	改正配偶者暴力防止法の施行後の状況を踏まえた今後の対策の在り方の検討	配偶者暴力防止法の施行状況を踏まえた今後の対策の在り方の検討	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正から4年を経過したことを受けて、その施行状況や、相談内容・被害の実態等を把握し、今後の対策の在り方について検討する。	平成29年度「男女間における暴力に関する調査」結果の検討、配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等調査結果の検討を行うとともに、有識者等からの意見聴取等を行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府	
(5) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり																						
133	II	1	(5)	①	男女間における暴力に関する調査	確かな実態把握の推進	男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。	全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を実施するに当たり、調査項目について検討する。	-	-	-	-	14,330	-	-	-	-	-	-	-	92	内閣府
134	II	1	(5)	①	配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等調査		毎年配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等について調査を実施しているところ、相談の具体的な内容別の相談件数、一時保護等を本人が希望した案件への対応状況や、他の関係機関との連携状況等が把握できていないことから、調査項目の見直しを行うことで、より多様な実態を把握し、適切な被害者支援に結び付けることを目的とする。	配偶者暴力相談支援センターにおける相談対応状況等に関する調査について、これまで実施した試行調査結果等を踏まえながら、調査項目の見直しを行う。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	内閣府

通し番号	重点方針2017該当箇所					該当施策名	施策の背景・目的	施策の概要	政策手段							重点方針		担当府省庁		
									関係予算				法令・制度改正	税制改正要望	機構定員要求	その他	2015 (通し番号) (※1)		2016 (通し番号) (※2)	
									28年度歳出予算現額(千円) (歳出予算額、前年度繰越額、予備費使用額及び流用等増減額を加除したものの)	28年度決算額(千円)	使用割合(%)	29年度予算額(千円)								30年度予算要求額(千円)
135	II	1	(5)	②	広報、啓発の充実	女性に対する暴力をなくす運動の実施	毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施し、関係団体との連携、協力の下、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化することとしている(平成13年6月5日男女共同参画推進本部決定)。 潜在化しやすい女性に対する暴力(配偶者等からの暴力、性犯罪、ストーカー行為、売買春、人身取引、セクシュアルハラスメント等)の問題に対し、社会の意識を喚起するとともに、女性の人権尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることにより、暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進することを目的としている。	女性に対する暴力をなくす運動ポスター・リーフレットを作成し、関係省庁、地方公共団体、鉄道事業者、女性団体その他の関係団体に送付し、女性に対する暴力の根絶を広く国民に訴えることにより国民の意識の高揚を図る。	6,676	3,559	53.3%	6,373	6,373	-	-	-	-	155	-	内閣府
136	II	1	(5)	②	広報、啓発の充実	人身取引対策推進のための広報・啓発活動の実施(110の再掲)	人身取引は、重大な人権侵害であり、かつ深刻な国際問題であるため、人道的観点からも迅速・的確な対応を求められるとともに、人身取引対策に関する国際社会の関心も高い。 「人身取引対策行動計画2014」(平成26年12月16日犯罪対策関係会議決定)において、人身取引の需要側に対する取組として「性的搾取の需要側への啓発」が、人身取引撲滅のための国民等の理解と協力の確保を目的として「政府広報の更なる促進」が掲げられている。 人身取引の撲滅を図るため、国民等の問題意識を共有することを目的として、積極的な広報啓発を実施する。	性的搾取の需要側への啓発及び国民に対する情報提供のため、人身取引対策の啓発用ポスター及びリーフレットを作成し、地方公共団体、空港・港湾、大学・高専等、日本旅行業協会、IOM(国際移住機関)、その他関係機関に配布する。	2,406	2,133	88.7%	2,304	2,304	-	-	-	-	-	-	内閣府
137	II	1	(5)	②		「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等広報啓発事業(113の再掲)	近年、いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等の若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題は深刻な状況にあるところ、「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)において、当分の間、毎年4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」とし、関係団体と連携、協力の下、被害防止のための広報啓発等の取組を強化することとしている。 この問題に関する国民の意識を喚起するとともに、被害に遭っている人やその関係者に届く効果的な情報発信、広報啓発を実施する。	「AV出演強要・『JKビジネス』被害防止月間」等の広報啓発を行う。 ・若年層を対象としたシンポジウムの実施 ・ポスター及びリーフレットを地方公共団体、関係団体等に配布 ・啓発動画の放映、街頭キャンペーンの実施 など	-	-	-	-	13,328	-	-	-	-	-	-	内閣府
138	II	1	(5)	②		若年層における女性に対する暴力の効果的な予防啓発及び被害者支援のための調査研究(123の再掲)	「いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・『JKビジネス』問題等に関する今後の対策」(平成29年5月策定)においては、広報・啓発活動の強化に取り組むとともに、関係機関の職員が被害者等に対し適切に相談対応することができるよう、有識者や関係機関の意見も踏まえ、対応マニュアルを作成することとしている。 若年層における女性に対する暴力の予防啓発及び被害者支援に関する調査等を通して、国内における予防啓発手法及び相談支援の在り方の改善を目的とする。	若年層における女性に対する暴力の予防啓発の充実に向けて、国内外における啓発手法について有識者検討会における分析等を踏まえ、被害者に対する効果的な啓発媒体の開発・制作を行う。	-	-	-	-	17,228	-	-	-	-	-	-	内閣府
139	II	1	(5)	③	研修等の充実	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	近年、若年層を対象とした暴力の多様化が見られ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の平等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。	若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。	5,518	3,487	63.2%	6,080	6,080	-	-	-	-	107	94	内閣府
140	II	1	(5)	③		性犯罪被害者等支援体制整備促進事業(105の再掲)	地方公共団体において性犯罪被害者支援を担当している行政職員及び民間支援団体等において性犯罪被害者支援を行っている又は行う予定の支援員を対象に、性犯罪被害者を支援するための必要なスキルや支援体制整備の推進に向けた参考事例等を学ぶ研修を実施することにより、性犯罪被害者が躊躇せずに身近な相談窓口等に安心して相談することができる体制整備を目的とする。	全国の男女共同参画センター等で相談を受ける相談員に対し、性犯罪被害者の支援に関して、性犯罪被害者の相談対応における留意点や相談の質の維持・向上に関する研修を実施するとともに、行政職員に対し相談機関や支援機関の連携促進・強化の働きかけを行う。	8,986	5,970	66.4%	9,210	11,597	-	-	-	-	93	79	内閣府
141	II	1	(5)	③		女性に対する暴力被害者支援のための官公・官民連携促進事業(127の再掲)	配偶者暴力相談支援センター(以下「センター」という。)における相談件数の増加及び被害の多様化に対応するため、センターを設置した地方公共団体の取組事例の収集・分析、センター長等を対象とした研修の実施及びセンターの設置を検討している市町村へのアドバイザー派遣を通して、地方公共団体のセンターにおける相談対応の質の向上及び被害者支援における関係機関の更なる連携促進を目的とする。	センターの運営・管理に責任を持つ者(センター長及びセンター主管課長)を対象とする研修(支援体制の強化、相談員等の職員の円滑な管理)、相談員(センターの相談員及び現にセンターと連携している民間相談員)を対象とする研修(法制度や支援実務に有用なスキル等を専門家から学ぶ機会を提供するもの)を実施する。 センターを設置した地方公共団体における個別事案の対応を含めた関係機関連携の具体的方法に関する取組事例を収集・分析し地方公共団体に提供する。 概ね平成30年度までにセンター設置を検討している市町村にアドバイザーを派遣する。	26,046	19,653	75.5%	22,539	26,046	-	-	-	-	-	88、90-2	内閣府
142	II	1	(5)	③	検察官等に対する研修の充実等	検察官等の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図る。	検察官等に対し、経験年数等に応じて実施する各種研修の機会を通じ、犯罪被害者等支援に関する講義等を実施する。	-	-	-	-	-	-	-	-	-	研修科目の充実	85	84	法務省

※1 「2015(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2015』の関連施策の実施状況及び決算額等」(平成29年9月)での施策の整理上の番号を示す。
 ※2 「2016(通し番号)」は、「『女性活躍加速のための重点方針2016』に基づく平成29年度予算案等について」(平成29年2月)での施策の整理上の番号を示す。